毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
10月30日
（金曜日）

目　次

○告示
鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正（三件）（自然保護課）……一
休猟区の指定（自然保護課）……一
特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正（三件）（自然保護課）……二
道路の区域の変更（道路整備課）……三
○公告
指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築指導課）……三
○教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……三



山口県告示第三百八十号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第七百三十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

川西鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

川西鳥獣保護区の四　鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

太華山鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

太華山鳥獣保護区の四　鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百八十一号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和五十一年山口県告示第八百八十号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

長野鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

長野鳥獣保護区の四　鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県柳井農林事務所」を「山口県柳井農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百八十二号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第八百六十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

長門峡鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

長門峡鳥獣保護区の四　鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

トウジ山鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

トウジ山鳥獣保護区の四　鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県萩

農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百八十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　名称　臼谷休猟区
二　区域　山口市徳地小古祖、徳地上村、徳地串、徳地島地、徳地深谷、徳地堀及び徳地山畑の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積　一、七八四ヘクタール）
三　存続期間　令和八年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一　名称　鞍見山休猟区
二　区域　萩市大字明木の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積　七四九ヘクタール）
三　存続期間　令和八年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十四号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第八百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

菊川特定猟具使用禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

錦川特定猟具使用禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

錦川特定猟具使用禁止区域の四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百八十五号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成八年山口県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

中山川ダム特定猟具使用禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

中山川ダム特定猟具使用禁止区域の四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百八十六号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成十八年山口県告示第五百八十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

永安台特定猟具使用禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

永安台特定猟具使用禁止区域の四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。

佐波川中部特定猟具使用禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成三十八年十月三十一日」を「令和十八年十月三十一日」に改める。

佐波川中部特定猟具使用禁止区域の四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　県道
路線名　陶湯田線
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
山口市黒川字谷川三三二三の五地先から同市黒川字九反田三四二九地先まで及び山口市黒川字九反田三四二九地先から同市黒川同字三四二七の二地先まで	旧	最狭 五・三 最広 七・〇	一二二・七	
		最狭 七・〇 最広 一三・〇〇	四八・九	
山口市黒川字谷川三三二三の五地先から同市黒川字九反田三四二九地先まで及び山口市黒川字九反田三四二九地先から同市黒川同字三四二七の二地先まで並びに山口市黒川字谷川三三二三の五地先から同市黒川字九反田三四二九地先まで	新	最狭 五・三 最広 七・〇	一二二・七	ダブルウェイ
		最狭 七・〇 最広 一三・〇〇	四八・九	
		最狭 六・〇 最広 二三・二	一一九・六	

（二一一）　指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和八年十月三十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター　東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二　構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
岡山市北区磨屋町三番一〇号	岡山市北区内山下一丁目三番一九号

三　変更年月日
令和八年十一月二日

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国高等学校の項を次のように改める。

山口県立岩国高等学校	岩国市	本校	普通科	3	140								全日制課程理理数科は、令和７年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	—								
			人文探究科 理数探究科	3	70								人文探究科及び理数探究科としては、文理探究科として一括して募集する。
		坂上分校	普通科	3	30								

別表の１の表山口県立岩国総合高等学校の項中「105」を「90」に改め、同表山口県立光高等学校の項中「140」を「120」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中「180」を「170」に改め、同表山口県立華陵高等学校の項中「80」を「70」に改め、同表山口県立新南陽高等学校の項中「150」を「130」に改め、同表山口県立防府高等学校の項中「240」を「230」に改め、同表山口県立防府商工高等学校の項中「80」を「70」に改め、同表山口県立山口高等学校の項を次のように改める。

山口県立山口高等学校	山口市	本校	普通科	3	210								文科及び理数科は、文理探究科として一括して募集する。
		文科	3										
		理数科	3	70									

別表の１の表山口県立西京高等学校の項中「160」を「150」に、「40 / 40」を「35 / 35」に改め、同表山口県立山口農業高等学校の項中「40」を「35」に改め、同表山口県立宇部高等学校の項を次のように改める。

山口県立宇部高等学校	宇部市	本校	普通科	3	160								人文社会科学科及び自然科学科は、文理探究科として一括して募集する。
			人文社会科学科	3	70								
			自然科学科	3									

別表の１の表山口県立小野田高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立豊浦高等学校の項中「200」を「180」に改め、同表山口県立長府高等学校の項中「135」を「105」に改め、同表山口県立下関西高等学校の項を次のように改める。

山口県立下関西高等学校	下関市本校	普通科	3	140								人文社会科学科及び自然科学科として一括して募集する。
		人文社会科学科	3									
		自然科学科	3	70								

別表の1の表山口県立下関南高等学校の項中「160」を「130」に改め、同表山口県立萩高等学校の項を次のように改める。

山口県立萩高等学校	萩市本校	普通科	3	90								人文社会科学科及び自然科学科として一括して募集する。
		人文社会科学科	3	35								
		自然科学科	3									
		総合学科	3	30								
	奈古分校											

別表の1の表山口県立萩商工高等学校の項中「30」を「25」に改める。

附　則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

令和八年十月三十日印刷
令和八年十月三十日発行

発行所
山口県庁

発行人
山口県知事